

神奈川県プラスチック事業健康保険組合  
健 康 診 査 受 診 手 続

1. 健診利用希望者は、事業所を経由して健診実施機関（別紙4）及び健康保険組合連合会と契約した健診機関に健診種目及び健診希望日を予約してください。
2. 健診実施機関と予約を完了した健診利用希望者は、事業所を経由して健康保険組合に別紙3により健診利用承認申請書を提出してください。
3. 健康保険組合は健診利用券を発行し、事業所を経由して健診利用希望者に交付します。
4. 健診利用券の交付を受けた者（予めデータ提供に同意している者）は、受診当日に健診実施機関に健診利用券を提出し、別紙5の「実施項目別料金表」の金額から健康保険組合負担の補助金を差し引いた額を健診実施機関に支払うものとします。
5. 当組合と契約していない健診機関（健診業務を専門とする、日本人間ドック学会・日本病院会・全日本病院協会等の健診機関を原則とする。）で受診した者は、領収書（写）と健診結果（データ提供）を添付のうえ別紙6により補助金申請をしてください。  
（\*診療所・医院での健診では、検査項目が不足し、有効なデータが集収できない場合があるため。）
6. 労働安全衛生規則第44条による定期健康診断（特定健診）を実施した場合の補助金申請については、別紙7により申請してください。  
\*27年度より、補助金申請の添付書類、領収書は省略となりました。  
健診機関からの請求書（写）健診結果（写）を添付のうえ、健診結果が届きましたら、すみやかに申請お願いいたします。